

共同利用漁船等復旧支援対策事業

漁業者の皆さんが共同で
利用する漁船・定置網の
導入を支援します。

漁業協同組合等による共同利用漁船等の導入



漁業の再開



※ 個人での漁船の再取得が困難な場合でも
共同利用漁船を使って漁業の再開が可能

事業の内容

東北地方太平洋沖地震・津波により被害を受けた漁業者が共同で利用する漁船や定置網の建造・取得について支援します。

漁協等が自営する場合も支援の対象とします。

(補助対象)

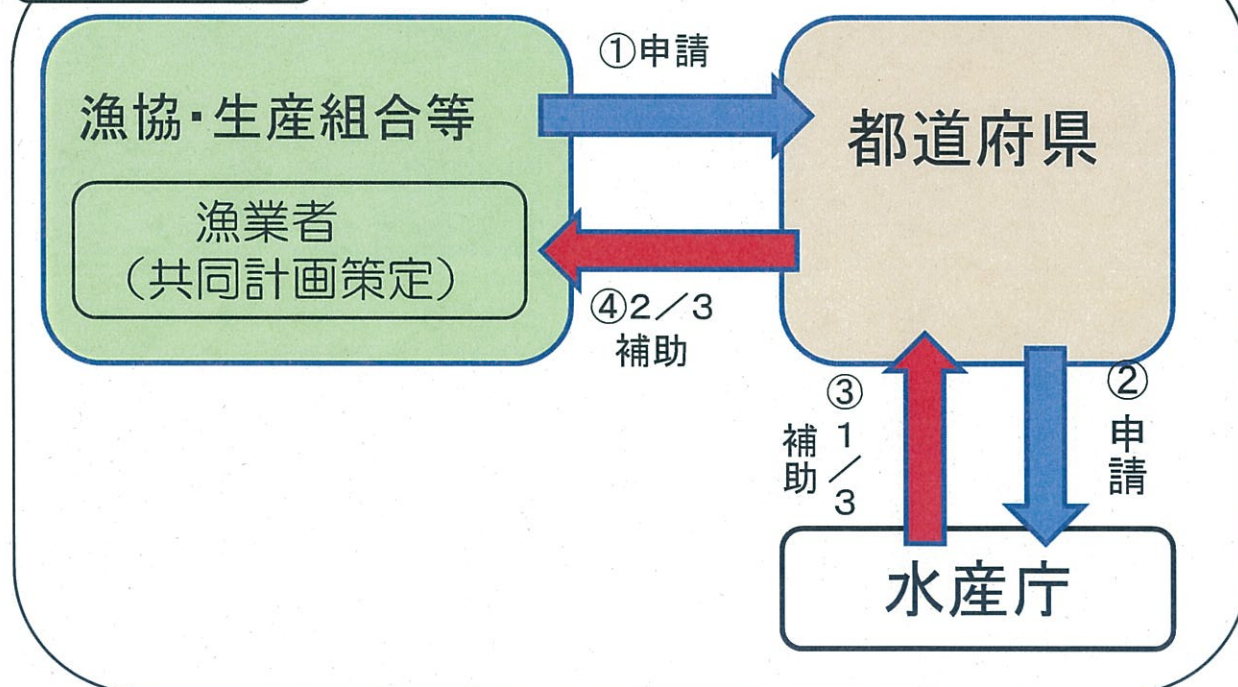
漁協等が行う漁船の建造、中古船の取得、定置網の取得・設置 (漁労設備(漁具等)も対象になります。)

※さらに、「漁労設備(漁具等)」のみの取得でも対象になりました

(補助率) 2/3 (国1/3 都道府県1/3)

※ 補助残1/3の漁協等負担分については、無利子融資等の活用で負担が軽減されます。

事業の概要



※ 申請は、都道府県、漁協にお願いします。

【お問い合わせ先】

水産庁沿岸沖合課 03-6744-2393